

5

その他の事項

5-1 その他の事項

1. 思い出の品

■ 発災後における対応フロー

| 初動期 発災後数日間 | 応急対応（前半） ～3週間程度 | 応急対応（後半） ～3か月程度 | 復旧・復興 ～3年程度 |
|---------------|---------------------------|--------------------|----------------|
| | 保管場所の確保 | | |
| | 思い出の品・貴重品の回収 | | |
| | 思い出の品の洗浄・保管・管理、貴重品の警察への届出 | | |
| | 住民への周知・広報・返却 | | |

■ 発災後の対策 | 初動期、応急対応（前半）

保管場所の確保

- 発災直後は回収量が大幅に増えることが想定されるため、早急に保管場所を確保する。

思い出の品・貴重品の回収

- 思い出の品や貴重品等の回収にあたっては、遺失物法等の関連法令での手続き等に基づき対処する。

思い出の品の洗浄・保管・管理、貴重品の警察への届出

- 遺失物法等の関連法令での手続き等に基づき対処する。
- 保管にあたっては、廃棄物と混同しないような措置を行い、保護・保全に努める。

住民への周知・広報・返却

- 住民からの問い合わせが想定されるため、思い出の品に係る情報について広報やホームページ等で広く住民に周知する。

■ 発災後の対策 | 応急対応（後半）以降

思い出の品・貴重品の回収

- 応急対応（前半）における対応を継続する。

思い出の品の洗浄・保管・管理、貴重品の警察への届出

- 時間の経過とともに、写真等の傷みやカビ等の発生が考えられるため、清潔な保管を心掛ける。

住民への周知・広報・返却

- 一定期間を経過した思い出の品等を処分する際は、処分前に広報誌やホームページで住民等に対して十分に周知したうえで実施する。

■ 平時の対策

- 予定していた保管場所については、発災後に施設の被災やその他の業務等に使用されることにより、使用できないことが考えられるため、貴重品の保管場所を複数箇所は検討しておく。
- 貴重品は警察へ届け出る必要があるため、あらかじめ必要な書類様式を作成する。
- 損壊家屋等の撤去等に当たっては、思い出の品や貴重品を取扱う必要があることを前提として、下記の取扱いルール（例）を参考にルールを検討する。

表 26 思い出の品等の取扱いルール（例）

| | |
|---------|--|
| 定義 | アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等 |
| 持主の確認方法 | 公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法 |
| 回収方法 | 地震等の災害によって発生する廃棄物の撤去現場で発見された場合は、その都度回収する。または住民・ボランティアの持込みによって回収する。 |
| 保管方法 | 泥や土が付着している場合は洗浄して保管 |
| 運営方法 | 地元雇用やボランティアの協力等 |
| 返却方法 | 基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可。 |

2. 許認可申請

関係法令の目的を踏まえて必要な手続きを精査し、災害時も適切に対応を行えるよう、担当部署と手続等を調整しておく。

発災後の対応を円滑にするため、下記の留意点に基づき、平時から対策を検討する。また、平時の許認可業務は災害時においても必要となることから、適切に対応を行う。

■ 留意点

- 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例（廃掃法 第9条の3の2）
- 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（廃掃法 第9条の3の3）
- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例（廃掃法 第15条の2の5）
- 施設の設置許可等

3. 計画の見直し

災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、下記に該当する場合は、計画の見直しの必要性を検討し、適宜改定を行う。また、計画の見直しの必要性を確認するため、埼玉県や他自治体の対策訓練の実施状況等の情報を収集する。

■ 計画の見直しを行う場合

- 地域防災計画や被害想定が改定された場合
- 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、災害廃棄物対策指針が改定された場合
- 埼玉県や他自治体における処理の教訓・課題、対策事例を踏まえ、改善点が見られた場合
- 教育訓練等を通して、計画の内容に改善点が見られた場合
- 市内の廃棄物処理施設の更新・再編等があった場合
- その他計画の見直しが必要と判断された場合

4. 教育訓練

発災後の実行性向上を目的として、平時から災害時の廃棄物処理に関する情報を積極的に収集するとともに、本市職員の教育訓練等を継続的に行う。

教育・訓練については、本市の状況に合わせて下記の内容を段階的に実施していくものとし、定期的に教育・訓練を受講または実施する。

表 27 教育訓練の目的およびメニュー（例）

| 教育訓練の目的 | 教育訓練のメニュー（例） |
|---------------|---|
| 危機意識の維持、知識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東地方管内や埼玉県内市町村を対象とした災害時の廃棄物処理に関する講習や図上演習に参加する。 ・ その他、環境省や他都道府県が主催する災害時の廃棄物処理に関する講習や図上演習に参加する。 ・ 被災した現地への視察を行う。 |
| 実行力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所与の被災状況における災害時の廃棄物処理状況（発生する課題）と対応策を議論するワークショップを実施する。 ・ 所与の被災状況における災害時の廃棄物処理の具体的な対策を試行する机上演習を実施する。 ・ 災害廃棄物処理計画を用い、実際の災害状況を模擬して付与される状況（課題）に対応できるか検証する机上演習を実施する。 ・ 混合廃棄物、有害物質や有害物質含有廃棄物の分別・取り扱い訓練、仮置場での実働訓練（実技）を実施する。 |

資料 災害廃棄物に関する研修ガイドブック（国立環境研究所 平成29（2017）年3月）を基に作成